



# 第30回港区民世論調査の結果がまとまりました

区では、区民の皆さんの区政に対する意向や生活意識等を把握し、区政運営における基礎的な資料とするため、港区民世論調査を実施しています。平成27年度に実施した調査結果がまとまりましたので、概要をご紹介します。

### 調査対象

区内在住の満20歳以上の男女個人  
標本数 2000標本

### 抽出方法

住民基本台帳からの層化無作為抽出

### 調査方法

郵送配布・郵送または電子申請による回収

### 調査期間

平成27年11月16日(月)~27日(金)

### 有効回収数

952標本

### 有効回収率

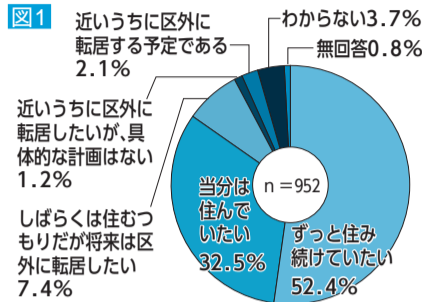
47.6パーセント

### 調査結果の概要

#### (1)定住意向について

これからも港区に住み続けたいと思うか聞いたところ、「ずっと住み続けたい」が52.4パーセント、

「当分は住んでいたい」が32.5パーセントで、両方を合わせた「定住意向」は84.9パーセントと多数を占めています(図1)。



#### (2)区基本計画について

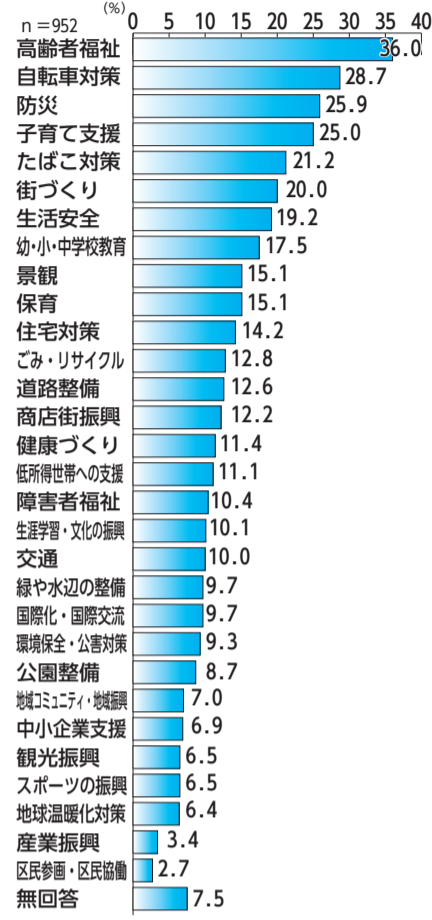
区が特に重点的に取り組むべきだと思う政策を選んでもらったところ、第1位は「高齢者福祉」で36.0パーセントと最も多く、次いで「自転車対策」が28.7パーセント、「防災」が25.9パーセント、「子育て支援」が25.0パーセント、「たばこ対策」が21.2パーセントの順で続いています(図2)。

#### (3)みなとタバコルールについて

屋外の公共の場所での喫煙やポイ捨てを禁止する「みなとタバコル

ル」についてどこかで見かけたり聞いたことあるか聞いたところ、「路面シール」が35.5パーセントで最も多く、次いで「ポスター・チラシ」が33.3パーセント、「電柱やプランターにつけているプレート(看板)」が21.6パーセントと続いています。一方、「見かけたり聞いたことあることはない」が26.6パーセントとなっています。

図2



板)」が21.6パーセントと続いています。一方、「見かけたり聞いたことあることはない」が26.6パーセントとなっています。

#### (4)災害対策について

住まいの地域で、自然災害についてどのような不安を感じるか聞いたところ、第1位は「ライフライン(電気・ガス・水道)の寸断」で58.8パーセントと最も多く、次いで「地震による建物の倒壊」が41.5パーセント、「ビル等高層建築物からの落下物等身近な場所での危険」が27.6パーセントと続いています。

質問・回答は簡略化して掲載しています。

回答比率は小数点第2位を四捨五入しているため、または複数回答のため、数値の合計が100にならない場合があります。

### 閲覧場所

調査結果をまとめた報告書は、区政資料室(区役所3階)、総合案内(区役所1階)、各総合支所、各港区立図書館(高輪図書館分室を除く)および港区ホームページでご覧になれます。また、概要版を区長室(区役所4階)、各総合支所・台場分室で配布しています。

問い合わせ	
区長室広聴担当	3578 - 2051

# 平成28年度国民健康保険料について

### 国民健康保険料の計算方法

国民健康保険料は世帯を単位として、国民健康保険被保険者の人数と、賦課のもととなる所得金額をもとに計算します。

賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等を合計した額から基礎控除額(33万円)を差し引いた額をいいます(雑損失の繰越控除は行いません)。

### 所得割料率、均等割額および最高限度額

基礎分(医療分)	
所得割料率	6.86パーセント
均等割額	3万5400円
最高限度額	54万円

後期高齢者支援金分	
所得割料率	2.02パーセント
均等割額	1万800円
最高限度額	19万円

介護分	
所得割料率	1.10パーセント
均等割額	1万4700円
最高限度額	16万円

### 基礎分(医療分)、後期高齢者支援金分および介護分を合算して通知します

介護保険の第2号被保険者(40~64歳までの人)がいる世帯の国民健康保険料は、基礎分(医療分)と後期高齢者支援金分に加え、介護分の保険料を合算した額になります(表のとおり)。

### 介護分の計算について

#### (1)40歳を迎える場合

40歳の誕生日の前日に、介護保険の第2号被保険者の資格を得ます。資格を得た月以降の国民健康保険料に介護分が加わりますので、国民健康保険料を計算し直して、変更通知を送ります。

#### (2)65歳を迎える場合

65歳の誕生日の前日に、介護保険の第2号被保険者から第1号被保険者(65歳以上の人)の資格に変更になります。国民健康保険料は、65歳になる前月までの介護分を計算したうえで、基礎分(医療分)、後期高齢者支援金分とあわせて年度内の各支払月期へ均等に割り付けています。

介護保険第1号被保険者の介護保険料は世帯単位ではなく、個人単位でかかります。65歳になると、別途介護保険担当から介護保険料の通知が送付されます。

#### 75歳を迎える人

75歳の誕生日に後期高齢者医療制度に加入し、国民健康保険の資格は喪失します。国民健康保険料は、75歳の誕生日が属する月の前月分までとなります。同じ世帯に74歳以下の人がいる場合、74歳以下の人国民健康保険料と合算して年度内の各支払月期へ均等に割り付けています。国民健康保険と後期高齢者医療制度の保険料が重複して賦課されることはありません。

### 国民健康保険料の減額・軽減制度

#### 国民健康保険料均等割額の減額

前年の1月から12月までの1年間の所得が一定の基準以下の世帯の場合、均等割額を7割、5割または2割減額します。

この対象となる世帯は、所得金額により判定しますので、世帯全員の住民税の申告が必要となります。収入がなかった人も申告をしてください。

#### 後期高齢者医療制度への移行に伴う国民健康保険料の軽減措置

##### (1)低所得者に対する軽減

後期高齢者医療制度に移行する人が国保被保険者だった場合、世帯構成や収入が変わらなければ、従前と同様の国民健康保険料均等割額の軽減を受けることができます。申請は必要ありませんが、世帯全員の住民税の申告をしてください。

##### (2)旧被扶養者に対する軽減

職場の健康保険、船員保険、共済組合等の被保険者が後期高齢者医療制度に移行すると、その被扶養者だった人は国民健康保険に加入することになります。このような人のう

ち、65歳以上の人を旧被扶養者といい、所得割額を免除し、均等割額が半額になります。加入時に申請してください。

#### 非自発的失業者の軽減措置

倒産・解雇等による離職(雇用保険の特定受給資格者)や雇止め等による離職(雇用保険の特定理由離職者)をした人は、国民健康保険料が軽減される場合があります。雇用保険受給資格者証を持参の上、届け出てください。

#### 国民健康保険料の減免

災害その他の特別な事情により、一時的に生活が著しく困難となり、保険料が納められなくなった世帯に対し、申請により国民健康保険料を減免する制度があります。住民税の申告をしている人が対象です。

#### 詳しくはお問い合わせください。

#### 平成28年度国民健康保険料の通知

6月に年間保険料を計算して、世帯主にお知らせします。

問い合わせ	
国保年金課資格係	内線2643~5

### 表 国民健康保険料の計算方法

世帯の保険料	=	基礎分(医療分)	+	後期高齢者支援金分	+	介護分
基礎分(医療分)...病気やけがをしたときの診療費や給付の財源						
所得割額	+	均等割額	=	年間保険料		
被保険者全員の賦課のもととなる所得金額 × 6.86%		被保険者数 × 3万5400円		最高限度額		54万円
後期高齢者支援金分...後期高齢者医療制度の給付の財源						
所得割額	+	均等割額	=	年間保険料		
被保険者全員の賦課のもととなる所得金額 × 2.02%		被保険者数 × 1万800円		最高限度額		19万円
介護分...介護サービスの財源						
所得割額	+	均等割額	=	年間保険料		
第2号被保険者全員の賦課のもととなる所得金額 × 1.10%		第2号被保険者数 × 1万4700円		最高限度額		16万円
介護分について...介護保険の第2号被保険者である40~64歳までの人にかかります。						

電話番号のかけ間違いにご注意ください。

港区役所本庁舎・芝地区総合支所の大規模改修工事が4月から始まります

一時閉店となるもの 11階食堂:平成28年4月~平成29年3月(平成29年4月再開予定) 1階売店:平成28年4月~(再開時期未定) 一部利用中止をするもの トイレ、エレベーターは順次改修・取り替えを行うため、一部利用できなくなる期間があります。詳しい工事内容、期間は港区ホームページと庁舎内に掲示します。

問い合わせ 契約管財課庁舎改修工事担当 3578 - 2275

平成28年度

# 健康診査・各種がん検診等のお知らせ

## 特定健康診査について

特定健康診査は、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防・早期発見のために、医療保険者が行う健診です。対象者は、平成28年4月1日現在港区国民健康保険加入者で、40歳から健診受診日現在75歳未満の人です。

区では、特定健康診査を受診した結果、生活習慣を改善する必要があると判定された人に対して特定保健指導を実施します。

会社等の保険および健康保険組合等に加入している人やその被扶養者(家族)は、加入している医療保険者(健康保険証発行元)が、健診を行います。健診場所や健診機関等詳しくは、各医療保険者にお問い合わせください。

## 基本健康診査について

後期高齢者医療制度に加入している人や、40歳以上で生活保護を受けている人は、区が実施する基本健診を受診できます。

## 各種がん検診等について

各種がん検診や、肝炎ウイルス検診、お口の健診は、加入している健康保険に関わらず受診できます。

## 対象・とき

- 表のとおり**
- ところ 区内指定医療機関
- 区内指定医療機関(7月～11月) またはみなと保健所
  - 区内指定医療機関(7月～11月) または「こころとからだの元気プラザ」
  - 区内指定医療機関または「こころとからだの元気プラザ」

表 健康診査・各種がん検診等一覧

	対象	とき	
特定健康診査	40歳以上で健診時75歳未満の港区国民健康保険加入者	7月1日(金)～11月30日(水)	
基本健康診査	後期高齢者医療制度加入者、40歳以上の生活保護受給者、その他健診機会のない40歳以上の区民(申し込みが必要です)		
生活機能評価	65歳以上の区民(介護保険の要介護・要支援認定を受けている人を除く)	通年	
肝炎ウイルス検診	いままで一度も肝炎ウイルス検診を受診したことのない区民		
骨密度測定検診 1	20歳以上で、5歳ごとの節目年齢または過去5年以内に受診していない女性区民		
胃がん検診 2 大腸がん検診 2	35歳以上の区民	7月1日(金)～11月30日(水)	
肺がん検診	40歳以上の区民		
喉頭がん検診	40歳以上の区民で喫煙指数600以上の人(喫煙指数=喫煙本数(1日)×喫煙年数)または受動喫煙の機会が多い等医師が必要と認める人	7月1日(金)～11月30日(水)	
前立腺がん検診	55歳～75歳の奇数年齢の男性区民		
子宮頸がん検診	20歳以上の女性区民	7月1日(金)～平成29年1月31日(火)	
乳がん検診	視触診	30歳～39歳の女性区民	7月1日(金)～平成29年2月28日(火)
	マンモグラフィ検査 3	40歳以上で平成27年度マンモグラフィ検査未受診の女性区民	
お口の健診	20歳以上の区民および20歳未満の妊婦 平成25～27年度に受診歴のある人、20・25・30歳～50歳・60・70歳の人には個別に通知します。それ以外は申し込みが必要です。	前期健診 6月～8月 後期健診 11月～平成29年1月	

対象年齢は平成29年3月31日現在の年齢です。

**問い合わせ** 健康推進課健診事業担当・健康づくり係 6400-0083  
お口の健診について 健康推進課地域保健係 6400-0084

# 平成28年度 港区成人の風しん対策事業

区では先天性風しん症候群の発生を防止するため区民で主に妊娠を希望する女性に対して、風しん抗体検査および予防接種費用を一部助成します。

## 対象者

風しん抗体検査

(1)妊娠を希望または予定している女性およびその夫(パートナーも含む)同居者

(2)風しん抗体価の低い妊婦の夫(パートナーも含む)同居者  
ただし、次の人を除く。

過去に風しん抗体検査を受けたことがある人

明らかに風しんの予防接種歴がある人

風しんの罹患歴がある人(検査で確定診断を受けた風しんの既応歴がある人)

風しん予防接種

接種日現在、19歳以上で妊娠を予定または希望している風しんの抗体価が低い女性  
ただし、次の人を除く。

明らかに風しんの予防接種歴がある人

風しんの罹患歴がある人(検査で確定診断を受けた風しんの既応歴がある人)

予防接種の助成対象となる抗体価は、HI法:32倍未満、EIA法:8.0未満

## 注意点

妊婦は風しんの予防接種は受けられません。

予防接種を受けた人は、接種後2カ月は避妊してください。

## 助成額

抗体検査

全額助成

予防接種

(1)風しん(単独)ワクチンの予防接種...3000円(上限)

(2)麻しん風しん混合(MR)ワクチンの予防接種...6000円(上限)

予防接種は、それぞれの助成金額を差し引いた金額を負担していただきます。

## 助成回数

抗体検査・予防接種 各1回

## 実施期間

4月1日(金)～平成29年3月31日(金)

## 申し込み

必ず事前に、抗体検査受診票および予防接種予診票を請求していただく必要があります。保健予防課保健予防係にご連絡いただくか、港区ホームページから申し込み書をダウンロードし、申し込みをしてください。

## 実施場所

港区風しん対策事業実施医療機関  
港区ホームページで実施医療機関名簿がご覧いただけます。

**問い合わせ**  
保健予防課保健予防係  
6400-0081

# 国民年金保険料 学生納付特例制度のお知らせ

学生の皆さんも20歳になったら、国民年金に加入し、保険料を納めなければなりません。しかし、経済的な理由等で国民年金保険料を納めることが困難な場合、申請をして承認を受けると保険料の納付が猶予されます。

## 次のような条件で承認されます

学生納付特例制度の対象校(学部・学科)に通学している人

本人の前年所得が118万円以下

## 承認された期間について

承認を受けた期間は老齢基礎年金の年金受給資格期間に参入されますが、受け取る年金額には反映されません。

承認された期間の保険料は、10年以内であれば遡って納めることができます(追納)。

猶予を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に一定の率を乗じた額

が加算されます。

追納を希望する人は、港年金事務所までご連絡ください。

## 必要書類

(1)申請書(日本年金機構、港区ホームページからダウンロードもできます)

(2)基礎年金番号が分かるもの

(3)学生証または在学証明書(申請年度に応じた証明等が必要)

## 申請場所

各総合支所または国保年金課国民年金係(区役所3階)

## 郵送による申請

必要書類(2)(3)はコピー可。在学期間が裏面に記載されている学生証は両面コピーが必要)を同封の上、国保年金課国民年金係まで送付してください。

## 申請期間

申請日より、原則2年1カ月前まで遡って申請することができます。年度ごとに申請してください。

**問い合わせ**  
国保年金課国民年金係  
内線2662～6  
港年金事務所(代表) 5401-3211

# 区外の医療機関で接種した 定期予防接種費用を助成します

区では里帰りや、入院・入所等で23区外で定期予防接種を受ける区民の予防接種費用を助成します。助成を受けるには、事前に「予防接種実施依頼書」の交付申請が必要です。「予防接種実施依頼書」については、保健予防課保健予防係にお問い合わせいただくか、港区ホームページをご覧ください。

## 対象

定期予防接種対象年齢の区民で、みなと保健所が発行した「予防接種実施依頼書」を使い、依頼先の自治体の指定医療機関で定期予防接種を受けた際に、接種費用を全額負担した人

## 対象期間

平成28年4月1日以降に接種した予防接種

## 助成額

次のうち、少ない方の金額

- (1)実際に支払った額
- (2)区が定めた額(助成上限額)

## 申請方法

区指定の様式での申請が必要です。必要書類と申請方法の詳細については、「予防接種実施依頼書」を交付する際にお渡しします。

## 申請期限

接種を受けた日から1年以内

## 注意

4月1日(金)より、BCG定期予防接種が23区内それぞれの指定医療機関で接種できるようになりました。これにより、全ての定期予防接種が23区内の指定医療機関で、区の予診票をそのまま使うことができます(手続きは不要です)。

**問い合わせ**  
保健予防課保健予防係  
6400-0081

マイナンバー(個人番号)をお知らせする通知カードの保管期間を延長します

マイナンバーが記載された「通知カード」は平成27年度末に、世帯ごとに簡易書留で送付しました。不在の場合、芝地区総合支所区民課へ返送され、保管しています。当初受け取り期間は、平成28年3月末までとしていましたが、引き続き平成29年3月まで受け付けます。まだ受け取りができていない人は、芝地区総合支所区民課へ取りにきてください。

問い合わせ 区の通知カードの送付・マイナンバーカード交付の問い合わせ窓口 芝地区総合支所区民課ナビダイヤル(日本語、英語、中国語で対応) 0570-00-1277 ガイダンスの後に「1」を押してください。

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。















